

# 路政問答

本欄は眞摯の心構を以て路政に關する研究に資せんとする爲めに設けたる次第に付概念の遊戲に墮するが如きものは差控可成實際上の處理に關する疑義の質義に利用せられんことを望む

△我帝國は愈々東亞保全之爲、長期建設を目ざして新秩序を整へ邁進しなければならぬ時節となつた。夫故に土木報國の使命を荷へる吾人は此上にも業務上の智能を啓き認識を深かめ各自の立場に於て畢生の努力を盡し以て帝國の發展に貢獻せねばならぬ。仍て新に「路政問答」なる欄を設け道路法、軌道法、自動車交通事業法、陸上交通事業調整法、土地收用法、水道條例、下水道法及之等の附屬又は關係法規に關する質疑は勿論事實に即して惹起せる疑義について慎重研究の上本誌上に其の解答を公にし以て廣く研究の資に供せんと欲する。庶幾は愛讀の謬彥は充分に本欄を利用せられんことを。(編輯主任)

田 口 二 郎

## ◎道路の路線變更と區域變更

問 拜啓嚴寒の候益々御健勝の段恐悅に奉存候。扱て今回は道路の改良に路政問答の欄を新設被下、土木法百般の質疑に對し懇切丁寧に御解答を願ひ候事は、吾々地方にあり

て實務に當る者にとつて誠に難有く存する次第に有之候、土木法に關しても一般參考書は幾多見當り候へ共、殆んど實際に當りて生じたる疑問は機微のもの多くして之等の參考書にては解決し得ざるもの多く、あゝかこうかと迷ひ大方の實務家もその點に苦しみつゝあるものと存候、この意

味に於て今回の目論見程に吾々實際土木行政に掌る者が裨益されることはないと信ずるものに有之候、何卒本欄を益々擴張せられ吾々の啓發を助けられんことを願上候。

扱て次の如き質問は誠に汗顔の至りに有之候へ共、何卒一筆御教示被下度候。

實は福岡縣八幡市に於て公共荷揚場の一部を市道敷に偏入し左記圖面の通り在來道路を二米程右に移轉せしめることと相成候處、元來本ヶ所は平坦部に有之候條、何等道路工事を要せざる所に有之候爲、或るものは本件を以て道路の區域の變更なりとし或るものは道路の付替へにして當然路線の變更をなす必要ありとなすものあり、何れが正當なりや困難仕居候條何卒御教示被下度候。

尙道路工事を必要としたるときは道路の付替なりとなすものあるも亦正當なりやお伺申上候。(笠原宗將)

(圖面省略)

答 既認定路線の經過地が變る場合は總て路線變更であつて其の原因が道路工事に因ると否とを問はない。然かも路

線變更があれば必ず道路の區域變更を伴ふのであるが、逆に區域變更があればとて常に必ずしも路線變更を要するものではない。道路の中心線が二米程度移動するに過ぎないと謂ふ本件は、所謂經過地の變更と謂ふ程のものでないから道路の區域變更だけで差支ないと思ふ。

尙如何なる程度に至つたならば經過地の變更となり、從つて又路線變更の手續を要するかと謂へば、之は理論に依つて決定することは困難であつて社會觀念に基き具體的事情に付て判斷するの外はない。

#### ◎國直轄國道改良工事と道路占用許可の權限

問 國直轄を以て改築工事施行中に屬する國道橋梁に對しケーブル線、瓦斯管又は水道管等を添架せんとする出願ある場合、之が許可の權限は内務大臣に屬するや或は又道路管理者たる府縣知事に屬するものなりや。(しげる)

答 國直轄で國道の新設、改築を爲す場合に於ては其の工事中(道路法施行令第十條ノ二の規定に依り告示する工事

開始期日より工事終了期日の間）道路管理者の権限は命令の定むる所に依り内務大臣が之を行ふことになつて居り、此の命令（大正十一年勅令第三八五號）第一條は内務大臣の行ふ道路管理者の権限を列擧してゐるが、其の中には道路法第二十八條に定むる道路占用の許否に關する権限に付何等規定する處がない。従つて此の権限は依然として道路管理者たる府縣知事に屬してゐるのである。

本問に謂ふ處の出願は道路占有の出願であるから府縣知事が許否の處分を爲すことを要する。但し實際上は此の處分を爲すに當り府縣知事は内務大臣の補助機關たる當該工事擔當者（所轄土木出張所長）の意見を徵するのが適當であらう。

### ◎省營バス道路維持修繕費負擔に關する法的根據

問 省營バス路線の道路維持修繕費を鐵道省に負擔せしむる場合其の金額は内務、鐵道兩省協定に依り定まるものなるも、之を負擔せしむる法律上の根據は道路法第三十七條

の規定に依るものなりや。又道路が市道若は町村道の場合に於て管理者が右負擔を爲さしむるに付認可を申請すべき監督官廳は府縣知事なりや。（今井生）

答 省營バス實施に伴ふ道路改良費を負擔せしむる場合は法第三十七條の規定に依るのであるが、道路維持修繕費は此の規定のみに依るものではない。蓋し法第五條は「道路ニ關スル工事」とは「道路ノ新設、改築及修繕ニ關スル工事」を謂ふと規定してゐるから、修繕は「道路ニ關スル工事」であるけれども、維持は「道路ニ關スル工事」ではない。従つて法第三十七條の所謂「道路ニ關スル工事ノ費用」中には維持費を含まないのである。されば維持費を負擔せしむるの根據は之を法第四十條の所謂損傷負擔に求めなければならぬ。一方修繕費に付ては之亦損傷負擔の觀念を認め得るけれども更に又法第三十七條の所謂原因者負擔の觀念をも認めなければならぬ。

而して事實上維持費及修繕費は「維持修繕費」として合一的に觀念せられ、之を分割することは困難であるから、

結局省營バス路線の道路維持修繕費を鐵道省に負擔せしむるのは、原因者負擔と損傷負擔の二つの思想に基き法第三十七條と第四十條とが併せ適用されるものと觀なければならぬ。

道路管理者が右の負擔を爲さしむるには法第五十二條に依つて監督官廳の認可を受けなければならないが、此の場合「道路法第三十七條及第四十條の規定に依り國に費用を負擔せしむる」ものであるから道路法施行令第二十條第五號の定めにより、假令道路管理者が市町村長であつても常に内務大臣の認可を受けねばならない。

### ◎水道通水式費に對する國庫補助の有無

問 國庫補助を受けて施行する水道布設工事が完了せる際に通水式を舉行するの事例は其の數相當多きに徴し、絶對に之を許さざるの趣旨に非ずと思料せらるゝを以て、時局に鑑み極めて小規模に之を行ひ其の經費も少額に止めんとす。此の場合所要費用に付國庫補助を認めらるゝや。(Y Y)

(生)

答 國庫補助水道布設工事に於ける通水式の舉行は固より之を禁止されてゐるものではないが、さればと謂つて通水式費の全部が常に國庫補助基本額に認められるものでは勿論ない。今日までに爲された完了認定の實例に徴すると、祭典費及式場設備費(祝賀會場設備に兼用の場合を含む)は或る程度認められてゐるが、記念品費及祝賀會費等は其の金額の多少に拘はらず全く認められてゐない。

